

# 広報たきざわ編集方針

平成29年4月

滝沢市

# 1 広報紙の役割

滝沢市自治基本条例（平成26年滝沢市条例第1号）において、前文、目的、市民憲章及び目指す地域の姿として市民が目指す滝沢市の理念が掲げられました。この理念を実現するため、第1次滝沢市総合計画が策定され、基本構想の中で暮らしやすさ一覧表として、市行政が取り組むべき内容が示されています。また、これを指標とし、市域全体計画が定められています。

広報の担う役割は、政策、基本施策及び施策にあるとおり、市政や地域の情報を確実に市民に届け、市民と市行政が心の通った対話を進めることにより、市行政を理解し、主体的に地域づくりに関わる市民の拡大を図り、もって「住民自治日本一を目指す地域社会計画」の認知度を高め、「幸福感を育む地域づくり」を目指すことです。

## \*\*\*【参考】\*\*\*

滝沢市自治基本条例（一部抜粋）

—略—

滝沢市は秀峰岩手山の裾野に位置し、東には北上川、南には雫石川が流れる自然豊かな地域です。また、県都盛岡市に隣接し、複数の大学が存在しており、国や県の試験研究機関が集まっている一帯では、研究学園地域としての姿が見られます。

また、豊かな自然と先人たちが培ってきた産業、そして「日本一人口の多い村」としての村政124年の歴史と、チャグチャグ馬コに代表される様々な文化があります。

私たちには、このことに誇りを持ち、それらを財産とし、未来を担う子どもたちが「このまちが大好き」「ここに住んでよかった」と思える故郷を築き、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、思いやりのある社会、そしてみんなが幸せに暮らせる地域を創造し、「住民自治日本一」をめざして市民主体の地域づくりを進めるとともに、夢のある地方自治を、市民・行政・議会の協働により推進していかなければなりません。

これらを実現するため、私たちは日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、自治の理念と普遍の原則を定めた、滝沢市自治基本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域を実現するため、滝沢市の自治に関する基本原則を明らかにするとともに、地域づくりの推進に関する原則、制度等を定め、住民自治の深化を図ることを目的とします。

—略—

(市民憲章)

第4条 市民一人一人の想いを象徴するものとして、次の憲章を定めます。

滝沢市民憲章

岩手山のふもと、鈴の音響くふるさと滝沢で、わたしたちは

一人一人が大きな夢をいだきます。

地域の絆と支えあいを築きます。

楽しみ、よろこび、生きがいを見つけます。

健康で心豊かな生活をめざします。

未来に輝く子どもたちを育てます。

(めざす地域の姿)

第5条 市民、市及び議会は、次に掲げる地域の実現に努めます。

- (1) 岩手山を背景とした景観を守り、恵まれた自然と調和した地域
- (2) みんなで考え、話し合い、共に行動し、絆で結ばれた地域
- (3) 保健・福祉・医療が充実し、誰もが安心して元気に暮らせる地域
- (4) 地域の防災・防犯対策が充実し、誰もが快適な生活を実感し、安全・安心に暮らせる地域
- (5) 学校・家庭・地域の連携により教育環境が充実し、誰もが生涯にわたって学べる地域
- (6) 地域資源を活かし、産業を育成し、誰もが働きやすい地域
- (7) 歴史・伝統を守り、文化を創造する地域
- (8) 年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域

—略—

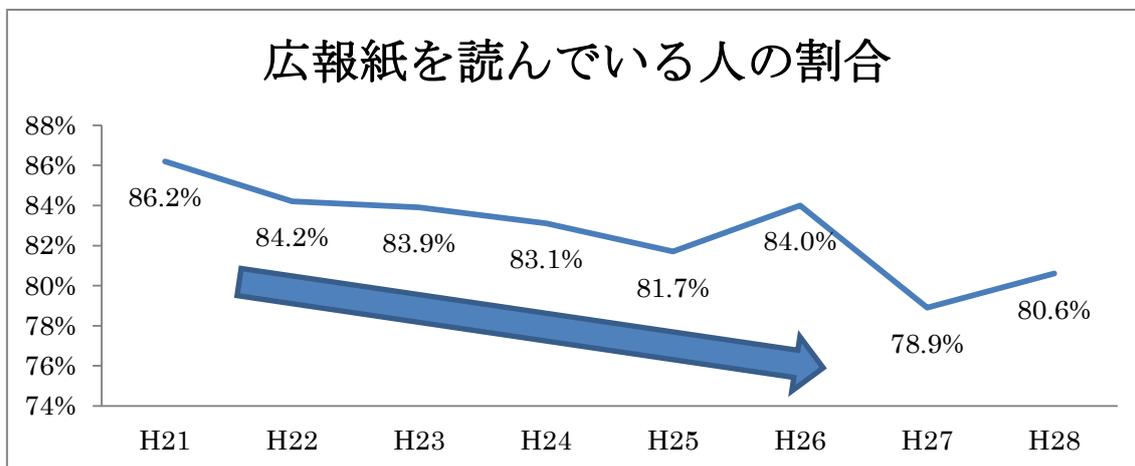
\*\*\*\*\*

## 2 広報紙の現状と課題

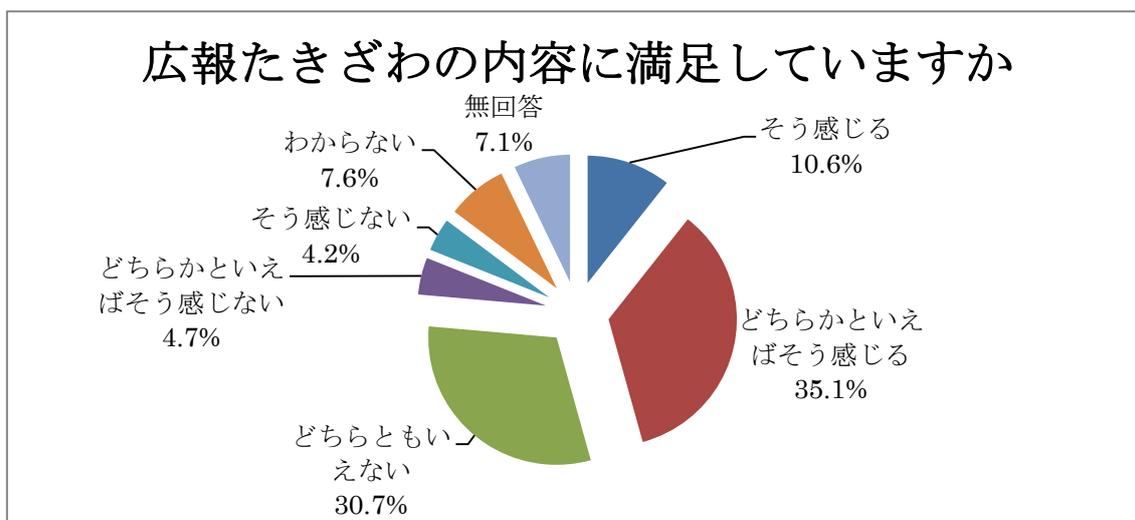
広報紙は、市民の8割（出典・地域社会アンケート調査）に読まれている重要なPR媒体です。しかしながらその割合は減少傾向にあり、平成27年度同調査にあわせて実施した「広報たきざわ」に関するアンケート調査によれば「広報たきざわ」の内容に満足している人の割合は45.7%と、満足度も半数を切っています。特に若年層の満足度が低い結果が出ています。

満足度及び読んでいる人の割合を全体として向上させるためには、高齢層に配慮しつつ、若年層へアプローチする必要があります。

また、読まれている割合が高いにもかかわらず、満足度が低いということは、市民が必要と感じている情報が提供されていない可能性が考えられます。

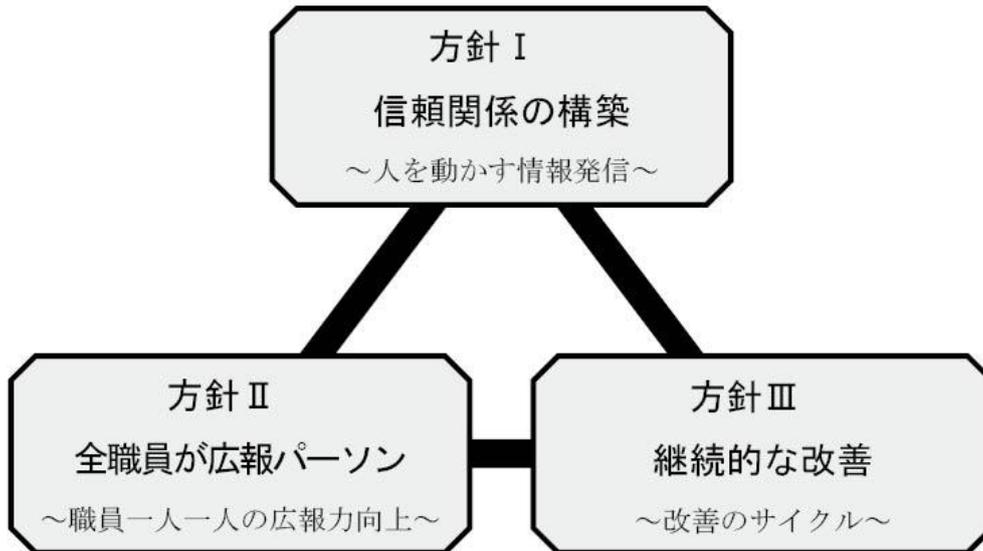


（出典・地域社会アンケート調査）



（出典・平成27年度広報たきざわに関するアンケート調査）

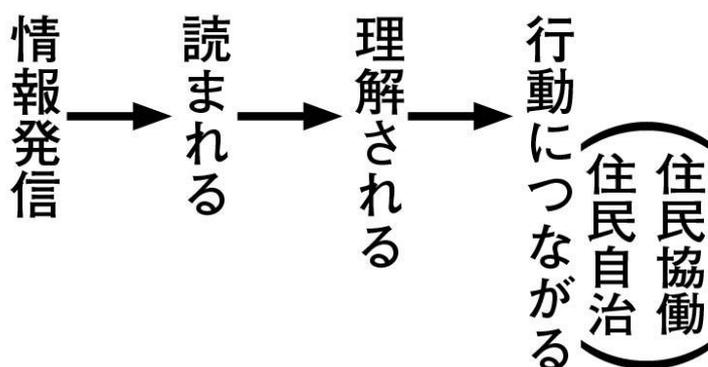
### 3 基本方針



## 方針 I 信頼関係の構築

### ～人を動かす情報発信～

情報は、ただ発信していれば良いというのではなく、それを受け取ってもらい、さらに受け手に正しく理解されて初めて意味を持ちます。また、住民自治の推進のためには、その情報を理解した結果として、行動に移していただく必要があります。



#### 1 読まれる広報紙

市民に読まれる広報紙を目指していく上で、読者のニーズが高い情報を積極的に掲載します。また、限られた紙面で最大の効果を上げるため、市としての重要度・必要性を考慮し、優先度に応じた紙面配分を行います。

#### 2 理解される広報紙

市民に分かりやすい広報紙とするため、紙面の作成に当たっては次の点に留意します。

- (1) 何を伝えたいのか、また、どのような行動を起こさせたいのかを意識し、要点を絞る。
- (2) 専門用語や法律用語は、分かりやすい言葉に置き換える。
- (3) 主語と述語のつながりを意識し、簡潔な表現を心がけ、一つの文を短くする。
- (4) 写真やイラスト、ホワイトスペースなど視覚的要素を活用する。
- (5) 文字のサイズは11ポイントを基本とする。

#### 3 行動につながる広報紙

市民と行政とのコミュニケーションツールとして「対話型」の広報紙を実践します。広報紙を市民に身近な存在とすることで、広報に掲載されている情報や問題が自らに関係するものとして捉えやすくなります。

## 広報たきざわ掲載基準

### (趣旨)

第1条 行政の情報を積極的に、かつ分かりやすく伝えることにより、市民と行政が情報を共有し相互理解が図り、もって滝沢市自治基本条例が掲げる「市民憲章」と「めざす地域の姿」を実現するため、広報紙の掲載について必要な基準を定めるものとする。

### (掲載する事項及び優先順位)

第2条 広報紙には、次に掲げるものを掲載するものとする。

- (1) 市政情報又は市が行うもの
- (2) 後援、協賛その他の市が推進するもの
- (3) 国、県その他公官庁が行うもの
- (4) その他、市が必要と認めるもの

2 広報紙への掲載の希望が多数ある場合、その掲載の順位は前項各号に掲げる順位によるものとする。

### (掲載できない事項)

第3条 広報紙には、次に掲げるものは掲載しない。ただし、広告については別に定める。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 宗教又は政治に関するもの（連想させるものを含む。）
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (5) 個人の活動又は宣伝に関するもの。ただし、市が後援、協賛その他推進する活動についてはこの限りでない。
- (6) 同一年度に既に掲載したもので、特段の理由がないもの
- (7) その他、市が適当でないとするもの

### (紙面配分)

第4条 広報紙の紙面の配分に当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 法令、総合計画、市長方針等における掲載の根拠
- (2) 記事の内容の特異性又は特別性
- (3) 記事が対象とする読者の年代、居住地域等の範囲
- (4) 広報紙掲載の効果及び他に周知する機会の有無
- (5) 実行計画における事業の位置付け
- (6) その他特に考慮する必要があると認められる事項

## 方針Ⅱ 全職員が広報パーソン

～職員一人一人の広報力向上～

市民主体の地域づくりや協働による地方自治を推進するためには、市の政策や事務事業について、市民と情報を共有し、相互の理解と信頼が重要になります。

職員には、一方的な情報の発信にとどまらず、市民に情報を受け取り、理解していただく説明責任が求められます。更にはその結果として、市民の行動へとつなげていく必要があります。

今後広報活動に対する職員の理解を深め、職員自ら積極的に広報していくという意識を醸成していくとともに、職員一人一人の広報の技術力向上に努めます。

## 方針Ⅲ 継続的な改善

～改善のサイクル～

市政や地域の情報を確実に市民に届け、市民と市行政が心の通った対話を進めることにより、市行政を理解し、主体的に地域づくりに関わる市民の拡大を図り、もって「住民自治日本一を目指す地域社会計画」の認知度を高め、「幸福感を育む地域づくり」を目指すためには、継続して改善に取り組む必要があります。広報会議を設置し、P D C Aサイクルを用いた広報紙の評価改善を実施します。



## 広報会議の設置

### (設置)

第1条 行政の情報を積極的に、かつ分かりやすく伝えることにより、市民と行政が情報を共有し相互理解が図り、もって滝沢市自治基本条例が掲げる「市民憲章」と「めざす地域の姿」を実現するため滝沢市広報会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 広報紙面の配分に関する事。
- (2) 広報紙の評価に関する事。
- (3) 広報紙の改善に関する事。
- (4) 職員の広報力の向上に関する事。

### (組織)

第3条 会議は、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、企画総務部長をもって充て、会議を統括する。
- 3 サブリーダーは、企画政策課長をもって充てる。
- 4 メンバーは、部の庶務主管課の総括主査又はそれに準ずる者並びに企画政策課及び教育委員会事務局生涯学習スポーツ課の広報担当者をもって充てる。

### (会議)

第4条 リーダーは、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

- 2 リーダーに事故あるとき、又はリーダーが欠けたときは、サブリーダーがその職務を代理する。

### (関係者の出席)

第5条 リーダーは、必要と認めるときは、会議にメンバー以外の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、企画政策課において処理する。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。